

## 職員の給与に関する報告

本委員会は、職員の給与及び民間事業従事者の給与、生計費その他の職員の給与を決定する諸条件について調査、検討を行ったので、その結果を報告する。

### 1 職員の給与

本委員会が本年4月1日現在で実施した「令和5年職員給与実態調査」によると、「一般職の職員の給与に関する条例」、「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」、「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例」及び「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の適用を受け、本委員会が給与勧告の対象としている職員（以下「職員」という。）の総数は17,999人であって、これらの職員は、従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、海事職、研究職、医療職、教育職及び特定任期付職員の給料表の適用を受けている。

このうち、民間給与との比較を行った行政職給料表の適用者4,498人の平均給与月額額は352,683円であり、その平均年齢は42.6歳となっている。

また、警察官、教員等を含めた職員全体の平均給与月額額は373,922円である。

### 2 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との精確な比較を行うため、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の555の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した164の事業所を対象に、「令和5年職種別民間給与実態調査」を実施した。

本年の調査では、公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係の22職種7,179人及び研究員、医師等の54職種1,286人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、民間事業所における特別給等の支給状況や、給与改定及び家族手当の支給の状況等について調査を行った。

### 3 職員給与と民間給与との比較

#### (1) 月例給

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、公務にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する職種の職務に従事する者について、責任の度合い、学歴及び年齢が同等であると認められる者の相互の給与をラスパイレス方式により比較したところ、次表に示すとおり、1人当たり平均にして職員給与が民間給与を3,766円（1.05%）下回っている。

民間給与と職員給与の較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	公民較差 (A)－(B) $\left[ \frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
361,023円	357,257円	3,766円 (1.05%)

- (注) 1 民間給与は、その責任の度合い、学歴及び年齢別の平均給与月額を算定し、これに対応する公務の職員数により加重平均したものである（ラスパイレス方式）。
- 2 民間にあっては本年度の新規学卒の採用者を、公務にあっては本年度の新規採用者、公益的法人等派遣職員、専従休職者等を除いている。
- 3 民間給与は、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。
- 4 職員給与は、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当（基礎額）、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）及びへき地手当（これに準ずる手当を含む。）を合計した額である。

#### (2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給及びその月の平均所定内給与は、次表に示すとおりであって、特別給の支給額は、平均所定内給与月額の4.51月分に相当している。

民間における特別給の支給状況

特別給の支給額	下半期 (A1)	781,519 円
	上半期 (A2)	747,052 円
平均所定内給与月額	下半期 (B1)	338,926 円
	上半期 (B2)	339,623 円
特別給の支給割合	下半期 (A1/B1)	2.31 月分
	上半期 (A2/B2)	2.20 月分
	年間計	4.51 月分

(注) 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給割合は、4.40月分である。

#### 4 職員給与と国家公務員給与との比較

昨年4月における本県の行政職給料表適用者と国の行政職俸給表(一)適用者の給料月額を、学歴及び経験年数を考慮して比較すると、国家公務員を100としたときのラスパイレス指数は99.0となっている。

本県のラスパイレス指数の推移

年	令和2年	令和3年	令和4年
ラスパイレス指数	99.3	98.9	99.0

都道府県のラスパイレス指数の状況 (令和4年)

ラスパイレス指数	99未満	99以上 100未満	100以上 101未満	101以上
団 体 数	10	17	17	3

備考 都道府県のラスパイレス指数の平均は99.8となっている。

## 5 物価及び生計費

総務省による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、全国で3.5%、山口市で3.6%それぞれ上昇している。

また、本委員会が、総務省による家計調査を基礎として算定した山口市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、本年4月において、それぞれ110,040円、151,840円及び193,641円となっている。

## 6 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月、月例給について国家公務員給与が民間給与を3,869円(0.96%)下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、俸給月額を引き上げる勧告を行い、人材確保の観点等を踏まえ、若年層に重点を置いた。

民間事業所で支払われた特別給については、所定内給与月額のうち4.49月分に相当し、国家公務員の特別給の支給割合(4.40月分)が民間事業所の特別給の支給割合を下回っていることから、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引き上げる勧告を行った。

この他、初任給調整手当の支給月額の限度額の引上げ及び在宅勤務等手当の新設の勧告を行った。

人事院の給与勧告等の概要については、45ページのとおりである。

## 7 給与の改定

職員の給与決定に関係のある基礎的な諸条件は、これまで述べてきたとおりであり、本委員会は、職員給与と民間給与、国家公務員給与等との比較結果及び人事院勧告の内容等を総合的に勘案し、職員の給与について、次のとおり判断した。

### (1) 月例給

本年4月時点で、職員給与と民間給与を比較した結果、前述のとおり、職員給与が民間給与を3,766円(1.05%)下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、給料表について、所要の改定を行う必要がある。

改定に当たっては、人材確保の観点等を踏まえ、初任給及び若年層の引上げに重点を置く必要がある。

## (2) 特別給

民間の支給割合との均衡を図るため、特別給の年間支給割合を0.10月分引き上げる必要がある。支給割合の引上げ分は、人事院勧告の内容に準じて、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとする。

また、定年前再任用短時間勤務職員、任期付研究員及び特定任期付職員についても、所要の引上げを行う必要がある。

なお、暫定再任用職員にあつては、条例に基づき、定年前再任用短時間勤務職員と同様の取扱いとなる。

## (3) 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当について、人事院勧告の内容に準じて、最高支給限度額を引き上げる必要がある。

# 8 その他

## (1) 在宅勤務等手当

人事院は、本年、在宅勤務を中心とした働き方をする職員の光熱・水道費等の費用負担を軽減するため、在宅勤務等手当を新設する勧告を行った。

今後の国の制度内容、他の都道府県の動向及び本県における在宅勤務の状況等に留意する必要がある。

## (2) 給与制度のアップデート

人事院は、人材の確保や組織パフォーマンスの向上など、人事管理の重要な課題に迅速に対処するための具体的な取組を掲げ、その中で、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備、いわゆる給与制度のアップデートに取り組むとし、令和6年に向けて必要な措置を検討する事項の骨格案を示した。

これらの内容は、地方公務員の給与制度にも大きく影響を及ぼすものであることから、国の動向等を注視していく必要がある。

### (3) 60歳前後の職員の給与水準

人事院は、令和6年以降も見据え、65歳定年の完成を視野に入れた60歳前・60歳超の各職員層の給与水準（給与カーブ）の在り方について、職員の役割・貢献に応じた処遇の確保の観点から、人事管理に係る他の制度と一体で、引き続き検討を行うと報告した。

本県においても、引き続き、国の検討状況を注視していく必要がある。

### (4) 会計年度任用職員の給与

地方自治法の改正等により、令和6年度から支給が可能となる会計年度任用職員の勤勉手当等について、本県の実情や他の都道府県の動向等を踏まえ、検討を行う必要がある。